

○総務省令第四十六号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八条第一項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八条第一項の徴収金等の範囲を定める省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

総務大臣 片山 善博

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八条第一項の徴収金等の範囲を定める省令

（徴収金の範囲）

第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十

号。以下「法」という。）第八条第一項第一号に規定する地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項及び第三項又は第五条第二項及び第三項

の規定により県又は市町村が課する普通税、同条第五項の規定により指定都市等（同法第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。）が課する事業所税並びに同法第五条第六項第一号の規定により市町村が課する都市計画税

二 使用料（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の政令で定める公営企業に係るものを除く。）及び手数料

三 分担金及び負担金

（災害予防等の範囲）

第二条 法第八条第一項第二号の災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものは、次に掲げる対策で国庫補助金又は国庫負担金の交付を受けて地方公共団体が行うものとする。

一 水防対策

二 災害救助対策

三 伝染病予防対策

四 病虫害駆除対策

五 農作物種子対策

六 災害廃棄物処理対策

七 死亡獣畜処理対策

八 湛<sup>たん</sup>水排除対策

九 前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策

附 則

この省令は、公布の日から施行する。